

3あツプ運動

- ・あいさつ
- ・あとしまつ
- ・ありがとう



学校だより「時習館」
令和3年9月24日(金)
笠間市立笠間小学校
第38号

引き続き分散登校になります。

来週27日(月)から30日(木)は分散登校となります。今週の分散登校では、体育の実技や理科の観察など普段の授業と同じように進めることができました。校内には久しぶりに子どもたちの声が響き、活気が少し見え始めました。今後も十分な感染症対策を取りながら教育活動を進めていきます。そして、オンライン授業や分散登校での学習の不安などは補充学習をしながら授業の進度を調整してまいります。



6年 体育の授業



3年 理科の授業



フェイスシールドの装着

いじめ認知調査について

学校では毎月校内いじめ防止対策委員会を開催しております。いじめを認知した場合、いじめを止んでいる状態から3か月間いじめがないことが継続し、被害者が心身の苦痛を受けていないと判断できるまで経過観察するために情報を全職員で共有し組織的に対応していきます。

また、いじめを認知した場合、市の教育委員会にいじめの状態について報告をしていきます。4月1日から7月31日までの期間、いじめを認知した件数は17件となります。冷やかしかからかい、叩かれたり、物を隠されたり、インターネットでのトラブルなどもありました。6月時点で3件が解消し残りは経過観察をしております。もし、いじめ等で悩みがある場合は遠慮せずに学校までご連絡願います。

【参考資料】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。